

平成10年3月20日

# 風の輪

# 菊

題字 岡村 重夫

風の輪 第8号

社会福祉法人 水仙福祉会

〒533 大阪市東淀川区小松1丁目13-20

TEL 06-328-4019 Fax 06-325-9710

展望

## 戦後五十年の福祉制度の改革

### 利用者が福祉を選択する時代

戦後間もない昭和二十六年に制定された社会福祉の基本法とも言うべき現在の社会福祉事業法が、大幅に改正されようとしています。これは社会福祉の基礎構造の改革を具体化しようとするものです。

その背景と変革の理念と方向について、月間福祉一九九八年一月号に掲載された、厚生省社会・援護局長 炭谷茂氏の講演を抜粋、要約します。

### ニーズに対応しきれない現状制度

日本の福祉の流れは、常に当面する問題や対象者別の課題への対応の歴史であったといえます。そのことから、多くの問題が生じました。一つは、対象者別に福祉事業が展開されたために、初めて対象になる人を分類して、それぞれの施策の対象毎の問題だけをとらえているために、さまざまのニーズをもつた一人の人という視点も、地域という視点も失われました。また福祉策から取り残されてしまう人々の問題、いわゆる制度の谷間がたくさん生ずることになったのです。

また、社会福祉事業法をつくる当時の状況からきた一つの大きな問題があります。戦争直後の当時、戦災孤児や戦

傷者、夫を失った人など、多くの福祉ニーズをもつ人を放っておらず、措置制度といふもの導入して、その人達を一方的、職権的に保護することにしたのです。

当時の止むを得ない実情で

### 対等な立場の福祉を

現在の福祉は「パトーナリズム（温情主義）」と呼ばれ、貧しい人、氣の毒な人、社会的に弱い人を保護するという考え方です。

しかし、このような考え方は昭和二十年代の緊急の時代ならともかく、今は通用しません。現在のような人権の時代、個人を尊重しなければいけない時代において、このよ

りましたが、現在では社会福祉の範囲も対象者も非常に広がっています。こういうニーズの変化に対して、五十年

も前にできた社会福祉事業法の構成ではもはや通用しない状態になっていることは明らかです。

ありました。現在では社会の関係になっていています。そういう関係に福祉の世界ももつていくことが社会の流れです。

こうすることで、サービスを受ける側が供給者を選択し、発言することになります。しかし対等の関係と言っても、福祉を受ける人は社会的に弱い立場の人が多いので、例えば「成年後見人制度」のようない等の関係になるための条件を整備しなければいけません。



デイサービスセンタ 水仙の家にて

また、一人の人間というものを総合的にとらえるということ、地域に根ざした施策の総合的展開ということが不可欠です。

社会福祉事業法の改正は平成十一年春の通常国会に提案される見通しです。